都鄙を郷廻いたし候而拾年後武江大塚ニ宅居す天正十二年
華後江戸ニ出生し寛永八年辛卯寿百三拾歳ニて終了

文政十亥年四月廿八日被仰渡

此度
御昇進 御位階之節登城之御懐相用候儀ニ付見逢候
越中守同意中少将之節懐相用候儀被成候旨相達置候ニ付其
心得ニ而右之格度相用候様取計之儀ニ

津輕越中守
名代
岩城伊豫守

営之儀ニ通塞之 仰付之
右於其上野寛永寺根岸中之列座之間入口ニ而被仰渡大目付織田
信濃守御目付曾根内匠立合

女官抄

一天子乃御祖母君を太皇太后と申し中宮御母君を皇
太后と称し御妻を皇后と申す后ハ君と読く君の一字
也天子と相並ぶし故に對して云ふ名也中宮とハ天子
の嫡妻を云光仁天皇乃時定桓武天皇の御時皇后を中宮
と云ふまりし中宮の隠居しなひし時女院と号す

天子の姉妹を内親王と申し親王の宣下あり
ハ皇女と称し奉り女御と申ハ天子に寄給へ事皇后の
位ハ二所ハ[illegible]ハ[illegible]皇女御殿と申し江戸殿乃
女御殿京殿の女御ハ[illegible]と云是也御息所と云ハ[illegible]の内
ハ侍従官女の更衣と云ハ[illegible]乃ハ息所乃ハ服所を同
[illegible]官之内侍と云ハ禁中ハ[illegible]のハ[illegible]所ハ[illegible]ありさ官
二位内侍ハ二の品ハ[illegible]尚侍典侍掌侍六人ハ尚侍を内侍
のかみと申し侍奉を同じ奉る中の礼式ハ[illegible]女御
更衣と同じ位之其中ハ才一乃内侍を勾当の内侍と
[illegible]長橋の局是ハ[illegible]関白摂家の御妻を御政所と

申大臣家の家[illegible]ハ[illegible]ハ禁内ハ侍る官女
ハ[illegible]位ハ[illegible]の人乃ハ妻ハ二位ハ二位宰相の妻を兵庫中又ハ
中の方と号候尚侍の法服の妻乃称也又女房ハ二位ハ二位の
典侍を禁父を勾[illegible]れ踏歌ハ侍る大臣家の息女ハ中宮
ハ法皇ハ[illegible]ハ宮ハ法家ハの女房ハ[illegible]乃ハ[illegible]
房ハ清家招勅ハ侍ハ[illegible]ハ[illegible]なりの女房ハ法皇法士
の妻を真方と[illegible]也

武家部の廣き乃ハ西ハ海の内善[illegible]ハ[illegible]震ハ関陽を
御光ハ八海乃果を[illegible]方[illegible]ハ事と[illegible]
世ハ[illegible]ハ王侯の道ハ[illegible]ハ御禮ハ去年法ハ[illegible]乃ハ

ちぬ乃かけこゑし栄へそかせ給ひしより乃ふく分く世乃中花や
き頼もしき事のこゝろつといたるにおとし春の初風吹きもる
比より公私さしめきかへ家いましとや玄華の御鏡と雲乃上人
あまた来り給ひ条竹のけさつかへ御食給ふともいひ唯今の
院の人まし　御代乃盛りとて菅公こそまさる給しとつき摩
しほ真さも給ひしこずまゝも家りしき御代御うしろこぶかえ
さ給ぬにて石家々れい今一きちかく其御いさおしに報いり乃事
皆おもくぬいへ人とゐ　叡慮とそまるにも院の御けしき認める
たゝをかかたをいかしおくなるそたましくうけ置かつせしへいは永藻
永享長禄の後久しく絶えし大饗の例など仰せらるゝ後山

侍従桜井も正数朝臣を召しめさ度さ人て世盛をまりて席く
其の跡をたつね今乃御ま成まかり御情御家可ともて学へける
こたひは執政の人ともめつらかな衣のきやを学へしうち世の人
衣の名め定むる成け頭の事のゝおのゝさ海しくみて栄ゆかしく
いひけしと三家三石の方くにて雑役の御ゆるしに家なそへる
御む衣成進ませ近のぬ家と、いとこ御かしく諸も二月の末
京の人こゝれおかしぬかる付いは者とて大臣かるまいす来る
ぬは随りれと今度其学へおきのこ、いさおに孫ん家を近と覚も
度なる事なるへし御生の二月を其日として陳しは家る御出訳
よしおもふ乃厳かくまよの有迷いは御前のかゝりゆく栄こえある

駈ける三家の二の丸さき迄多く紀やうに家臣い衣冠
一番打の下絵をりをきを見と退れかとよ様しなくく紀を
打しとかこうしけ也りふこうい御直衣に所名と郷乃衣二ものき
洲白の単八俵乃御の奴湾白き袴好の水戸湾様等の帖紙も
洲ゑくさの檜扇白酒のこうい御直衣裏紋大小菱の衣二成
めい河の単宿久寄の湾乃所紫小菱白の水戸湾さ水と
檜扇をりを洲ふこうの御鳥帽子い紫の揃緒面小いをくこうの
御方小宮殿の野洲小くく川洲ふ紀を御方小宮殿の野洲小くく川洲ふ紀を
紀直懸面小御方をなるしをくく由衣湾紀御り小沿与
を忠度つ小ふ月を墨書院小ひこうをくい水戸紀洲の表衣議

冠も衣小くく出くく洲ゑくしの水戸い松平紀伊守様の小衣紀北
単袴白紀伊の紫貫郷の下湾紀洲の所様等の衣紋山菱梅丸紋出
河の単袴白宮殿の奴湾河の下湾をを小野洲紀をを小奴湾い
服白の下絵を用いめよ次く姫路宮様の洲紀宮衣冠をを出くく洲
お姫鳥取の少将なくいさい屋敷東の下くく洲くの下紀藩上
洲紀洲白尊さ白書院小出洲くく上紀小洲をを世湾くい廣橋宰相
所宮様袴白の衣紋下る所家白の単宮様袴奴湾下絵白宮様下湾 其宮様の大納言國長様の衣白単白八俵の奴湾 衣
冠直衣小くく下紀小如くく洲ゑ洲ふ中様洲紀宮衣白澤潟初歌の御
盃蓋御前様を宮殿小下紀洲くい武田信玄小衣白様家文小水松土蓋い檜扇
洲紀宮様を小吹宮殿一位小い英俳を清水両納言くい内蔵助平清盛田朝臣し勢

○天の衣白の単袴笑
○八俵の奴湾下絵 冷泉前中納言

の事一ぶ同しく江戸に大坂侍従（基休 法名宣）星の物うらなく
京侍従（義周 法名壽宣）信濃田侍従（信順 法名宗）四ぶかゝりめしつけられ
四ぶ無数者よりのもの〳〵侍へ一位すゝめ其節書載きりしの
所ゟ帰らる西洞院侍従ゟ出る載侍事おゝ〳〵相つゝ
二歌の四ぶ武田侍従ゟ御相撲奉ふ横浜侍従ゟ三位
おゝ〳〵ゝゝむさゝしい其度を初て〳〵沢ゟ冷泉沢ゟ
一位ゟ初て〳〵ゝゝ一位沢ゟ其度ゟ三位元の度ゟ
御前をまわるゝゝ西條ゟ日光の三宮ゟ山の側
ゟよゝ主兼〳〵大食ゟ勅益ゟ（すきをり用ゝ宮ら
ゝゝて法大ら大納言（江戸の形長一ヶ位ゟ小袴書を出ゟの草紙

の載ゝゝゝ歌の四ぶ大坂侍従ゟ無中条侍従奉ふゝゝ八冷泉を

八歳の妖湾（ゟ湾腹ゟ）
平語（まま）の直長宗平語（まま）のゝ貫裏裏山ゟ出ゝ清水ゟ花
国八神文年表ゟ見ゝみつしゝゝゝ東ゝ見ゝ
事ゟゝ人ゝめゝゝ一位兼ゝゝ二重殿ゟ人ゟ
ゟゝゝゝ人の二つゟゝ世ゟ知ゟ然て一ゟを出
ゟまゝゝゝて出ゟ一位ゟゟ世ゟを識ゟ知ゟゟゟ
ゟゝ沢ゟ国言ゟゝゝゝ皆人めて少ゟ大廣間ゟゟゟめ
御座ゟ廣を通ゝ御沢ゟ澳陳子ゟゟゟ二ゟ間ゟ相ゟ
ゝゝゟ南をゟゟゝ二家ゟ藤流ゟ人ゝ位ゟ之ゟ紫垂
なゝゟゟゟゟ位ゟ黒きゟゟ位ゟ黒きゟゟ位ゟ

三の間ニハ布衣の其類しる〳〵むかへつ侍へハおのおの座を勤ける
座中にいりつくまゝ床口の間ニハ大番の拾人書院乃書席ニハ大番頭
人素袍着て警固ニ向ふ是御前の廊椽より此処を設け幔
引めくらし給人の座とし階下ニハ歩行の士ともに麻の上下して
侍る南椽ニハ廊乃間の幕引渡しけるニハ高家奏者乃亂三奉行
大目付なとを連り座を廣椽ニハ衛士伏てゐて楽屋とし其
前ニ役送りの中奥亂来の面々列居し中ニみつから此御座を
怠りまいめつらし同役の人々板椽のあたりかしこにかけめくり奉
指揮ぬ遥なしの覚れける也座ニつくく給人 忠賢 久敬 季良 季清
文秋 基喜 景和 通興
言家 則茂 廣好 廣勝
通義 好古 廣源 季邑 ハ来常しるく前ニ楽器抱へ廣庭

を初り出る口經の經路を引つゝ神楽の音かうくくと笑之渡り
てつゝ階を登り縦庭の座につくまゝ方にはりの御遊ニ奉れた
るりのらる妙なるし[illegible]一きなりニラへ奏ますとくけれ
めするに三卿ハ田安中納言殿宿徳ニて武蔵守殿の方くにて
冠直衣ニて御座の内にとつて廣椽の前に侍まして中納言卿
亦織紋九 の衣着乃単花田八藤の表袴白の下襲縄螺鈿の御
劔式部卿殿葉葵の衣紅の単紫の烏襷の表袴紅の下襲右馬頭殿
の打衣紅梅一重の萌黄の単深紫の亀甲乃紋襷麝香の御劔二
丁の縄螺鈿と麝香乃二振ハ各乃衣に照然院中納言延景の入僧よ
佩給ひしを有徳院の御代に御譲ありしを[illegible]にめてなかひし

閑かなりといへと皆興きたのしみ感しけり　水戸紀伊の両卿も此の花
さかしに自らおりしも此の抜頭に發して姫路侍従　衣桜重　単黄　舎
津侍従　衣桜重　単黄　篠山侍従　衣柳重　黄単　唐津侍従　衣若菖重　黄単　小田原侍従　衣桜
重黄　西尾侍従　衣桃重　黄単　小濱侍従　衣柳重　黄単　岩村侍従　衣萌黄重　白単　等也
単
庭すゝみ先上達部六人皆楽屋にむかひしり給ふ京侍従ゆる子
ひし廣橋其侍従冷泉の三人先抜頭をめくりて下従の侍子東に
むかひつかる徳大寺大納言言をもしめ下候の公卿は次第に出て西にむ
かひて侍花園は採よこる簾縁の奥へ入て設けしその庭と
す附に中奥の窟藤浦より出て御座の御簾をかゝけ退出して廣
橋は陪せし　大岡　土佐守忠雄琵琶　夕立と名付く　云を拍かく徳大寺大納言のおに

安倍部　金剛幡守長寿和琴　世公　なりぬかく　正辻大納言のおに金甲斐守　湯迄　輝纓
笙　竹内　拍かく　冷泉中納言のおに金　小笠原　長門守長恒笙　名公　を綾小路三位の
前と金附に六位衣冠し　大澤　主馬信豊琵琶　波清と名付く　清涼殿院勅作と云うつけるを　拍かく
花園のまへにおりく退くけるとき御座の松風さと吹おろし折ふし呂の
双調の調子吹上たる所と東の嵐に一たひ山の松風にさそひて侍豊艶にいふ
人々なしいつせともの大納言宮にも奏するは二位の母女房
おりるも松子お光ありぬ先に冬候　出羽守　にてあまり廣田次に參
急に三反　残楽　胡飲酒平りて中奥より御簾越しに附に土佐守忠
雄をもしめ設送の人々ぬかく楽器をとれて二人との楽屋にかけ
上達部をもしめ庭をたちて楽屋にゆかる志をしいりゆく　又初めの

出て給人座上に有て座に有上達部殿上人とりよの座に有い
ま れに設遣のうりわう樂為を打出て人々乃おふ可て是初に
打ゑ しさて法勢の海うたひ有て出て玉や捨人の行さり
ハさしに ふ可れしまとなをいはに見たて次に万歳樂大常
樂終り二樂寛おうをハ西乃拍子より丹波乃直に法勢を政行に続
き後朝臣を利法信濃を福用法師孫を正長孫をさうひ有て一法
師をしめ一人とふ肩に掛て迦陵雲客の孫ハ清原家敦立信の
衣冠に打出て かに笛を中納言に上る白絹一重二位に
郷綾一重雲客若紫綾一重と宣て出て大食の孫ハ白
掛赤掛を子童の三品を饅頭の車に出て法師の拍子出て有さ

れ たて出て皆かつけを月出ハ清原俊成一雲客か
沖者に立て孫を肩に掛て板拍子を出て同拍子出て法師の
鋪に見る仏地に立て有て出て有て出て孫
に進物者大絃に杉為帽子を前笠紅田打葉藤芋に吹
ると為の衣九りて給人に出て沖座に向ひね
つき清まつて座に入て面に上て例に出て給人
に見と為元古と人を出て出て有ひに有て定らを出て
打ゑ出して服を内やに つて諸月仏を雲客も樂所の者も
て 答行に有て例濃に法を出て法師を
ハ見ゑを出て 出て 月見 出て 隠て

○吾赤帝のとふ為のうつき清まつて
衣かつぎ

陽ろく一日の御遊に高きかりと帰るくもてしかいさるいさ
なりの都のえさあそ恢の世絵めとあり風もいとかのあり
ありやなまくをかろ附ふあい拙さ我見実し我めるかゆ
かしいめい家くの記憶そのりくなりそ硯の海底言源し河
の花白いよあり陽の遊可直ろう拙さをりくし十四御をと
ろくこそのこと山くさこと山の風の一隅ま立さを流かさを
果へをかいありをい春かこをわかぬ翁れの筆くあや
の風はたとくしきをかよつくれ侍るのこ友をとくよ
あよくさたるくを笑くを侍るを山の風り拙

于時文政六庚未年三月彩日於宮中年

旭の春菓

文政いろのこくれいやよひのそめ日
大若花乃ゆき若にきみ侍さかくしき御代城
治めたりよのそいくあたひ
大樹の花のたまひまろきさにうりを浮ひ西北風かを
内のたちふろをの流くまくく

新見伊賀守
二路

鄙ひ屋上の拙なたちなよ
ひろをを代かけるひくなを
御代くふりをかのるきの磯乃松
ひろをかけ乃ゆひくかを

屋代太郎
弘賢